第二十二条の五十から第二十二条の五十四までを次のように改める。

（使用済燃料再処理準備金）

第二十二条の五十　法第六十八条の五十三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十八条の五十三第六項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　法第六十八条の五十三第六項の規定の適用を受けようとする連結法人の名称及び納税地（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　法第六十八条の五十三第六項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　法第六十八条の五十三第六項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

五　法第六十八条の五十三第六項に規定する使用済燃料に係る原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第五項に規定する特定実用発電用原子炉の名称及び所在地

六　法第六十八条の五十三第六項の使用済燃料再処理準備金として積み立てた金額及びその積立ての計算に関する明細

七　その他参考となるべき事項

第二十二条の五十一から第二十二条の五十四まで　削除

第二十二条の五十五に次の一項を加える。

2　法第六十八条の五十四第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十八条の五十四第八項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　法第六十八条の五十四第八項の規定の適用を受けようとする連結法人の名称及び納税地（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　法第六十八条の五十四第八項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　法第六十八条の五十四第八項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

五　法第六十八条の五十四第八項に規定する特定原子力発電施設の名称及び所在地

六　法第六十八条の五十四第八項の原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

七　その他参考となるべき事項

第二十二条の六十一の三第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の六十五第一項に規定する建物は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第一条第一号及び第二号に掲げる農業用施設を構成する建物とする。

第二十二条の六十四第三項中「第三十九条の百第八項」を「第三十九条の百第十二項」に改める。

第二十二条の六十九第三項第一号中「京都市」の下に「、堺市」を加え、「、堺市」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が次の各号に掲げる資産に該当する場合には、法第六十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百六第三十九項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　表の第二号の下欄に規定する地域内にある農業の用に供する土地等（施行令第三十九条の百六第四項第一号に掲げる場合に該当する場合における当該土地等に限る。）　第三項第三号の規定に該当する旨を証する同項の書類及び前項第一号ロに定める書類並びに当該土地等の所在する地域内の農業委員会から交付を受けた書類で当該農業委員会が同条第四項第一号に規定する事情に照らし適当であると認める旨及び当該事情の説明の記載があるもの

二　表の第九号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この号において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの（表の第九号の下欄の車両及び運搬具を除く。）に限り、次に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十八条の七十八第十四項（法第六十八条の七十九第十九項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類（同欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第十一号に定める書類）

イ　当該譲渡資産及び買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類

(1)　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が集中地域（法第六十八条の七十八第十四項に規定する集中地域をいう。以下この号において同じ。）内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が集中地域以外の地域内である旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域を除く。ハにおいて同じ。）内である場合に限る。）　イ(1)に掲げる書類

ハ　当該買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（イに掲げる場合及び当該譲渡資産の所在地が集中地域内である場合を除く。）　イ(2)に掲げる書類

第二十二条の七十五の三第一項中「開始の日」を「初日」に改め、同条第二項第一号中「基準日の」を「基準日から起算して」に改め、「配当等の額である場合」の下に「（第三号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号中「基準日前」を「基準日以前」に改め、「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第三号中「基準日前」を「基準日以前」に改め、「取得した」の下に「その元本である」を加える。

第二十二条の七十六第二項第五号中「（株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第四項第二号及び次条第一項第五号において同じ。）」を加え、同条第四項中「施行令第三十九条の百十七の二第二十二項」を「法第六十八条の九十第九項」に、「同条第二十一項」を「同条第七項」に、「法第六十八条の九十第一項に」を「同条第一項に」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第六十八条の九十第九項の規定により読み替えられた同条第七項に規定する財務省令で定める書類は、施行令第三十九条の百十七第一項の契約に係る書類の写しとする。

第二十二条の七十九第一項第六号中「法第六十八条の百二第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項第二号中「同項」を「法第六十八条の百二第一項」に改める。

第二十三条の二第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「小規模宅地等（」の下に「以下この号及び」を加え、同号ロからニまでを次のように改める。

ロ　当該親族が個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）を有しない場合にあつては、当該親族が当該特定居住用宅地等である小規模宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類

ハ　法第六十九条の四第三項第二号ロに規定する親族が個人番号を有しない場合にあつては、相続の開始の日の三年前の日から当該相続の開始の日までの間における当該親族の住所又は居所を明らかにする書類

ニ　相続の開始の日の三年前の日から当該相続の開始の直前までの間にハの親族が居住の用に供していた家屋が法第六十九条の四第三項第二号ロに規定する家屋以外の家屋である旨を証する書類